

一宮平成ホテルの会 賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮平成ホテルの会 賛助会員に関する事項を定める。

(目的)

第2条 賛助会員は、本会の目的に賛同し、この目的を達成するために行う事業を支援するものとする。

(入会申込)

第3条 賛助会員に申込みしようとするものは、本会あてに「賛助会員申込書」を提出し、本会の承認を得なければならない。

(会費)

第4条 賛助会員は、次に定める年会費を納めなければならない。

① 個人会員は、一口 1000 円とし、一口以上。

② 団体会員は、一口 5000 円として、一口以上。

また、すでに支払い済の年会費は、年度の途中で脱会した場合でも返却しないものとする。

(有効期間)

第5条 賛助会員の有効期間は、賛助会費を納入した会計年度の末日までとする。なお、翌年度以降において脱会の意思表示がない場合は、継続して賛助会員とみなすものとし、新たな賛助会費の納入を持って賛助会員の資格は更新される。

(脱会及び賛助会員の取り消し)

第6条 賛助会員は、本会あてに脱会届を提出することにより、脱会することができる。また、本会は、賛助会員として不相当と認めた場合は、賛助会員の資格を取り消すことができる。

(届け出事項の変更)

第7条 賛助会員は、本会に届け出た住所、連絡先等に変更があった場合は、直ちに本会あてに変更の届け出をしなければならない。

付則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。